

一般社団法人東北地域医療支援機構 事務局組織規程

平成 27 年 11 月 25 日制定

改正令和 6 年 4 月 1 日

第 1 条 この規程は、一般社団法人東北地域医療支援機構（以下「機構」という。）
定款第 43 条により事務局に関する事項を定める。

第 2 条 事務局に事務局長のほか職員若干名を配置する。

第 3 条 事務局長は、事務局を統括し、職員を指揮・監督する。

第 4 条 職員は、事務局長の命を受け、機構の事務を処理する。

第 5 条 事務局長が不在のときは、次長がその任務を代行する。

第 6 条 事務局は、次の事務を分掌する。

- (1) 社員総会・理事会等の運営業務
- (2) 役員・社員への連絡事務
- (3) 社員の入退社の事務
- (4) 東北医科薬科大学に対する資金循環型修学資金制度への助成事務
- (5) 借受者の管理業務
- (6) 特定資産の運用業務
- (7) 修学資金原資負担金の受入業務
- (8) 基金及び寄付金の募集と受入業務
- (9) 医師や小中高生を対象にしたセミナーの開催に関する業務
- (10) ホームページの運営・管理に関する業務
- (11) 事業計画及び予算、事業報告及び決算に関する業務
- (12) その他一般社団法人東北地域医療支援機構の運営に必要な一切の業務

第 7 条 事務局は、第 6 条に規定する事務の遂行に当たり、社員との意見調整など
緊密な連携を図る。

第 8 条 本規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。